

平成23年4月13日



被災中小企業等の資金繰りを円滑にするため、
信用保証協会の財務基盤を強化します

～信用保証協会に対する無利子貸付の実施について～

東日本大震災により被害を受けた中小企業等の当面の運転資金や設備資金へのニーズに円滑に対応するため、今般、岩手県、宮城県及び福島県の3信用保証協会に計75.8億円を無利子で貸し付け、その財務基盤の強化を図ることとしましたので公表します。

- 被災中小企業等に対する保証業務を円滑に実施するためには、信用保証協会の財務基盤の強化が必要です。このため、今般、全国信用保証協会連合会が無利子貸付の募集を行ったところ、3協会より要望がありました。
- 経済産業省中小企業庁及び全国信用保証協会連合会において審査を行った結果、以下のとおり75.8億円を貸し付ける方針を決定しました。

・岩手県信用保証協会	20	億円	(貸付期間：10年)
・宮城県信用保証協会	25.8	億円	(貸付期間：10年)
・福島県信用保証協会	30	億円	(貸付期間：10年)
- 今後、各信用保証協会等と条件等を調整し、速やかに貸付を実行します。本貸付と併せて、各信用保証協会に対し、適時適切な保証、返済猶予等既往債務の条件変更及び担保徴求の弾力化等により、東日本大震災による災害の影響を受けた中小企業等に対して、引き続き十分な対応に努めるよう要請します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁金融課長 藤木 俊光

担当者： 青木、岡田

電話：03-3501-1511 (内線 5271～5)

03-3501-2876 (直通)